

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、京都府知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、同法第23条の規定により、京都府知事に土地収用法施行規則第4条の規定による公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により、京都府知事に意見書を提出することができます。

平成21年5月15日

京都市山科区長 西出 義幸

1 起業者の名称 学校法人京都橘学園

2 事業の種類 京都橘大学新教室棟建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分 京都府京都市山科区大宅山田町地内

(2) 使用の部分 なし

4 縦覧場所

京都市山科区柳辻池尻町14番地の2

山科区役所区民部まちづくり推進課

5 縦覧期間及び時間

平成21年5月15日から平成21年5月29日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

(山科区役所区民部総務課)